

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本展示会協会（以下、「日展協」という。）の定款第42条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ委員長の出席を求めることができるものとする。

(権限)

第3条 理事会は法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 定款第32条第1項の責任の一部免除の締結

(決議)

第4条 理事会の決議は、定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議事項は以下の各号の通りとする。
 - (1) 定款第6条に定める入会の承認
 - (2) 同第17条に定める総会の招集
 - (3) 同第25条に定める会長、副会長、専務理事の選定
 - (4) 同第31条に定める取引の制限
 - (5) 同第32条に定める役員 of 損害賠償責任の免除
 - (6) 同第43条に定める委員会の設置
 - (7) 同第44条に定める事務局業務の外部委託
 - (8) 同第50条に定める資産の管理
 - (9) 同第52条に定める事業計画及び予算
 - (10) 同第53条に定める事業報告及び決算
 - (11) 前各号のほか理事会において必要と認めた事項

(決議の省略)

第5条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告事項)

第6条 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類及び開催)

第7条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3か月を超える間隔で3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第8条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により、理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

5 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

第3章 理事会の議事

(議長)

第9条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 10 条 理事会は、定款に特別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(報告の省略)

第 11 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の既定は、定款第 26 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 12 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第 4 章 補則

(改廃)

第 13 条 この規則の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規則は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

この変更規則は、令和元年 7 月 29 日から施行する。